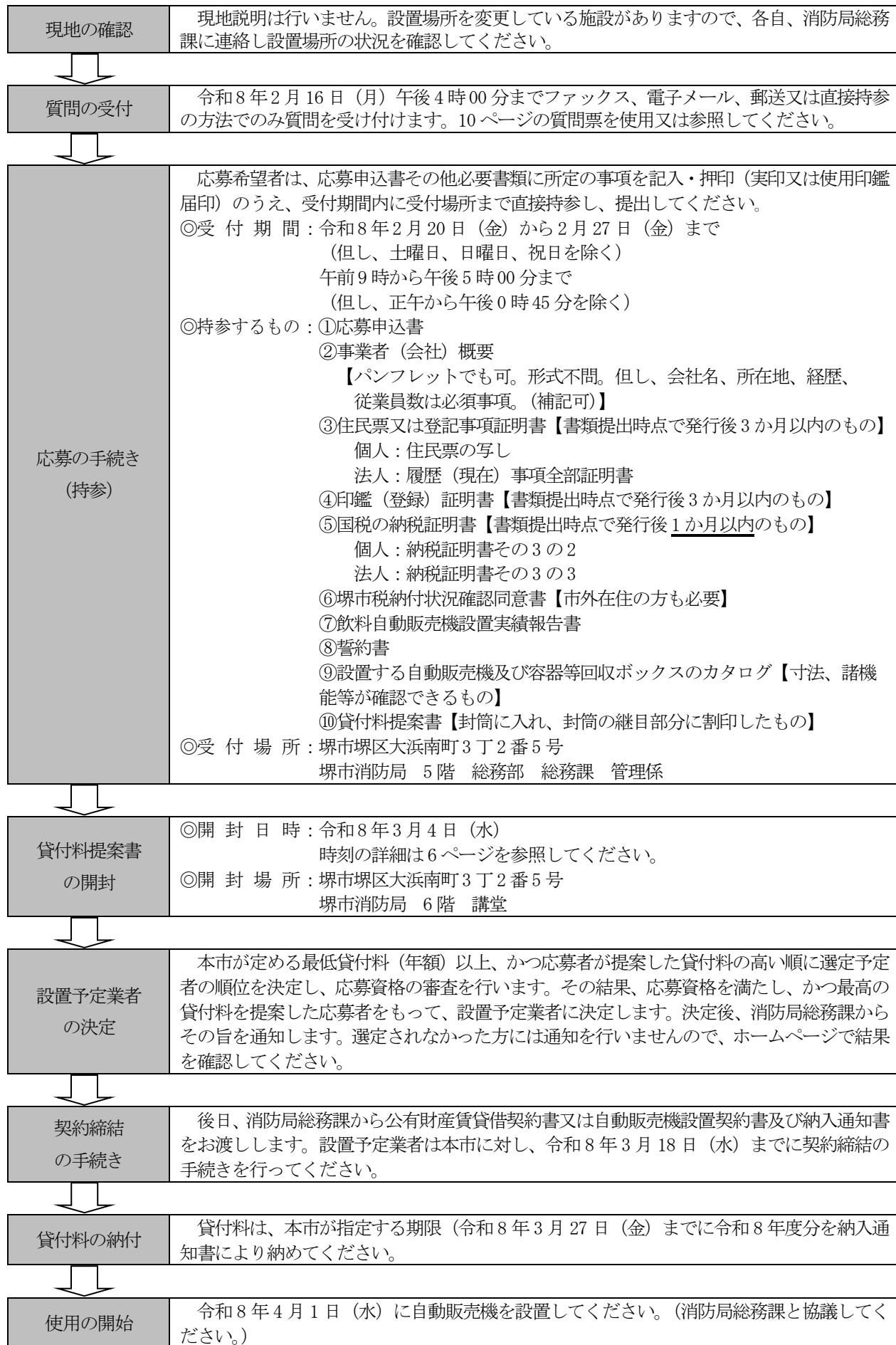


消防局飲料自動販売機設置業者募集要領

令和 8 年 2 月

堺 市

飲料自動販売機設置の主な手順



目 次

飲料自動販売機設置の主な手順

消防局飲料自動販売機設置業者募集要領	ページ
公募物件一覧	1
1 目的	2
2 日程	2
3 設置業者の施設使用形態	2
4 貸付の期間	2
5 応募者の資格要件	2-3
6 応募手続き	3-5
7 設置業者の決定に至るまで	5-6
8 貸付料提案書の開封	6
9 契約締結の手続き	6-7
10 貸付料	7
11 設置予定業者の決定の取消し	7
12 設置予定業者又は設置業者が設置を辞退した場合	8
13 契約の解除	8
14 自己の事情による自動販売機の撤去	8
15 公募の応募資格の喪失	8-9
16 情報公開	9
質問票	10
公有財産賃貸借契約書（案）	11-14
仕様書	15-22
申込番号1（南消防署福泉出張所・庁舎南側）	15-18
申込番号2（北消防署百舌鳥出張所・庁舎北側）	19-22

必要書類

- ・応募申込書
- ・堺市税納付状況確認同意書

- ・飲料自動販売機設置実績報告書
- ・誓約書（個人用）
- ・誓約書（法人用）
- ・貸付料提案書
- ・委任状
- ・売上報告書

公募物件一覧

申込番号	施設名	所在 地	設置台数
		設置場所	
1	南消防署福泉出張所	堺市南区稻葉1丁3142番5号	1台
		庁舎南側（屋外）	
2	北消防署百舌鳥出張所	堺市北区百舌鳥梅町3丁51番7号	1台
		庁舎南東側（屋外）	

※仕様書及び施設別仕様書は、15ページ以降に記載しています。

1 目的

この要領は、堺市消防局管理施設において、主に職員が利用する飲料または食品の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置業者を一般競争入札により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項目	期限、期間等
設置場所の状況確認	各自、消防局総務課に事前連絡のうえ、行ってください。
質問の受付	令和8年2月16日（月）午後4時まで
質問に対する回答	令和8年2月20日（金）消防局ホームページに掲載
応募の受付	令和8年2月20日（金）から 2月27日（金）まで
貸付料提案書の開封	令和8年3月4日（水）
リサイクル方法等提出	令和8年3月6日（金）まで
設置予定業者の決定	令和8年3月中旬
契約の締結	令和8年3月18日（水）まで
貸付料の納入	令和8年3月27日（金）まで
貸付の開始	令和8年4月1日（水）

※上表記載の日は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除きます。

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

3 設置業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置業者に対し管理施設の一部を賃貸借契約（以下「貸付」という。）により貸し付ける方法とします。

4 貸付の期間

貸付の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

5 応募者の資格要件

(1) 次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができます。

ア 応募の日から過去2年間において、国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、

外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。)に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者

イ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税を滞納している者

ウ 本市が課税する市税を滞納している者

※本市が課している市税には、個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108号)第3条各号に規定する者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者

オ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

6 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和8年2月20日(金)から	午前9時00分から
令和8年2月27日(金)まで	午後5時00分まで

※土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後0時45分を除きます。

(2) 受付場所

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

堺市消防局 5階 総務部 総務課 管理係

(3) 提出方法

応募希望者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印(実印又は使用印鑑届印)し、提出書類を受付場所まで直接持参のうえ、提出してください。郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 応募書類

ア 応募申込書(日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。)

イ 事業者(会社)概要〔会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。(補記可)]

ウ 住民票又は登記事項証明書(書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。)

(ア) 個人の場合:住民票の写し

(イ) 法人の場合:履歴(現在)事項全部証明書

- エ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。）
- オ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限ります。）
- （ア）個人の場合：納税証明書その3の2
- （イ）法人の場合：納税証明書その3の3
- カ 堺市税納付状況確認同意書（市外在住の方も必要です。）
- キ 飲料自動販売機設置実績報告書
- ク 誓約書（法人の場合、申込時点から新たな役員が就任した際は再度提出が必要です。
貸付期間中に新たに役員が就任した場合も同様です。）
- ケ 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ（外形寸法、諸機能等が確認できるもの）
- コ 貸付料提案書〔封筒に入れた後、全ての継目部分（封筒によって異なります。）に割印してください。（提案額は消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含まないものとします。）〕
- ※1 本市調達課の名簿登録をしている事業者（以下、「登録事業者」という。）については、ウ、エ、オ、カは不要となります。なお、登録事業者の登録内容と申込み内容が異なる（代表取締役の名称が異なる等の）場合は、全ての応募書類が必要となりますので、ご注意ください。
- ※2 上記応募書類のうち、ウ、エ、オは必ず原本を持参してください。原本還付を希望される場合は申し出てください。原本は、発行日を確認のうえ、複写後に返却します。
- （5）入札保証金
免除します。
- （6）留意事項
- ア 応募者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
- イ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページから閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。（<https://www.nta.go.jp/>）
「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「[手続名] 納税証明書の交付請求手続」
- ウ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。
- エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載さ

れたところ) であり、勤務先の所在地等ではありません。

- オ 提案する貸付料が最低貸付料（年額）に達しないもの、文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、貸付料の提案を無効とします。
- カ 応募手続き受付後の取下げは、行うことができません。
- キ 提出された応募書類の返却は、行いません。
- ク 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(7) 個人情報の扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。但し、応募者の資格確認のため、警察当局への照会には使用します。

(8) 質問の受付及び募集要領の修正

募集に関する質問を令和8年2月16日（月）午後4時00分まで受け付けますので、質問のある方は、10ページの質問票を使用又は参照し、ファックス又は電子メールで送信してください。郵送（期限必着）又は直接持参による方法でも結構です。書面以外の方法（電話、口頭等）では受け付けません。回答は、全ての内容を令和8年2月20日（金）に本市のホームページに掲載します。また、募集要領の修正がある場合も同時に掲載します。なお、この回答又は修正をもって、本要領の補完、追加とします。

7 設置業者の決定に至るまで

(1) 選定方法等

- ア 提出された応募書類の審査を行います。
- イ 選定方法は、本市が定める最低貸付料（年額）以上、かつ応募者が提案した貸付料の高い順に選定予定者の順位を決定します。
- ウ 選定予定者の順位を決定するにあたり、同額の提案貸付料があるときは、直ちに当該応募者又は当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行います。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。
- エ 選定予定者の順位の決定後、本市において上位3位までの資格審査を行います。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の貸付料を提案した応募者をもって、設置予定業者に決定し、その旨を通知します。なお、登録事業者が上位3位までの貸付料を提案した場合は、事前に資格審査を行っているため即座に順位が確定します。従って、最高の貸付料を提案した登録事業者は、即座に設置予定業者となります。

オ 設置予定業者は、本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置業者となります。

(2) 設置予定業者の選定通知及び公表

設置予定業者の決定は、令和8年3月中旬の予定です。

選定結果は、設置予定業者にのみ直接、消防局総務課から通知します。選定されなかった方には、通知しませんので本市のホームページをご覧ください。ホームページには、設置予定業者の商号又は名称（氏名）及び決定した貸付料を公表します。

8 貸付料提案書の開封

(1) 開封日時

開封日	開封時間	
令和8年3月4日（水）	申込番号1	午前9時30分
	申込番号2	午前9時50分

(2) 開封場所

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

堺市消防局 6階 講堂

(3) 開封への参加

ア 応募者（代理人を含む。）の開封場所への入室は、1社1名とします。入室にあたっては、①応募申込書のコピー及び②顔写真が入っている本人確認書類（運転免許証等）を受付で提示してください。また、代理人が開封に参加される場合は、前記①②に加え、必ず応募者からの委任状を受付に提示してください。なお、開封への参加の有無は、設置予定業者の決定に一切影響しません。

イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできません。

ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

(4) 開封結果の公表内容

開封結果は、選定予定者第1位から第3位までの受付番号、商号又は名称（氏名）と提案貸付料を公表します。

(5) 選定予定者第1位が不参加の場合

選定予定者第1位の応募者が開封に参加していないときは、開封の当日に通知します

9 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置予定業者に決定した者には、消防局総務課から設置予定業者決定通知書を渡します。

イ 入札で最高の貸付料を提案した事業者は、提案書開封後、令和8年3月18日（金）までに下記の書類を消防局総務課に提出してください。

(ア) 自動販売機及び容器等回収ボックスの外寸図及び位置図

(イ) 容器等のリサイクル方法（形式は問いません。）

※自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

※リサイクル工程（収集運搬、処分の方法がわかるもの）

ウ 後日、公有財産賃貸借契約書又は自動販売機設置契約書2部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、令和8年3月18日(月)までに消防局総務課に提出してください。

(印紙税については下記(4)参照)

エ 後日、消防局総務課から公有財産賃貸借契約書又は自動販売機設置契約書及び貸付料の納入通知書を渡します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名義で行います。

(4) 印紙税の取扱い

賃貸借契約書及び自動販売機設置契約書には、印紙税がかかりますので、2部のうち1部の余白に200円の収入印紙を貼付し消印してください。

10 貸付料

(1) 設置業者となった者が提案した貸付料をもって年額貸付料とします。なお、本市に納入すべき年額貸付料は消費税額等を加えた額となります。年額貸付料は、本市が発行する納入通知書により、その指定する納入期限（初年度は令和8年3月27日（金））までに全額納入してください。

(2) 税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における上記(1)の消費税額等は変動後の税率により計算します。

(3) 既納の貸付料は還付しません。但し、本市において当該施設を公用又は公共用に供するため契約を解除又は変更し、若しくは、設置業者の責めに帰することのできない理由により当該施設の使用の開始又は継続ができないときは除きます。なお、自己の事情により自動販売機を撤去した場合（下記14参照）は、既納の貸付料は還付されません。

11 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日〔令和8年3月18日(水)〕までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定業者として相応しくないと本市が判断したとき

12 設置予定業者又は設置業者が設置を辞退した場合

設置予定業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合に、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置予定業者又は設置業者の次に高い貸付料を提案した者を応募資格の審査のうえ、設置予定業者と決定することができるものとします。この場合の貸付料は新たな設置予定業者が公募手続きで提案していた額とします。

なお、年度途中における設置については、当該年度末までの貸付日数を 365 日（閏年も同じ。）で除した割合で日割計算した額（円未満は切り捨てます。）とします。

13 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、本市において貸付対象部分を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者として相応しくないと本市が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

14 自己の事情による自動販売機の撤去

設置業者は、自らの事情に起因して貸付の期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、本市に書面で協議を申し出てください。但し、申出期間は毎年 4 月 1 日から 10 月 31 日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して 4 か月を経過する日の属する月の末日とします。（年度をまたがっての撤去はできません。）なお、既納の貸付料は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に係る次回の公募に応募できません。

15 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から 1 年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置予定業者が、指定する期日（令和 8 年 3 月 18 日（水））までに契約締結の手続きを行なわなかったとき

(2) 本市において、契約を解除されたとき〔但し、上記 13(1) 及び 14 による解除は除く。〕

16 情報公開

本公募手続き及び契約締結の手続きにおける透明性を確保するため、堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 6 条第 1 項に基づく公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。

- (1) 応募者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (2) 設置業者の商号又は名称（氏名）及び提案貸付料
- (3) 応募資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

質問票

送信先 (郵送・持参先)	<p>〒590-0976 堺市堺区大浜南町3丁2番5号 堺市消防局 総務部 総務課 管理係 【ファックス番号】072-223-1979 【メールアドレス】shoso@city.sakai.lg.jp</p>
1. 件名	消防局飲料自動販売機設置業者募集に関する質問
2. 送信者 (応募希望者)	<p>所在地(住所) 商号又は名称(氏名) 代表者職氏名</p> <p>所属部署名 担当者氏名 電話番号 — — ファックス番号 — —</p>
3. 質問内容	

※質問は令和8年2月16日(月)午後4時00分まで受け付けます。

※書面による方法とし、電話、口頭等による質問は受け付けません。

※ファックスを使用の場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

【電話番号(直通)】072-238-6002

※電子メールを使用する場合は、必ず上記1.2.3の事項を送信してください。

※郵送の場合は、期限までに必着するよう投函してください。

収入印紙
200円

公有財産賃貸借契約書（案）※

賃貸人 堺市（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを借り受け、貸付料を甲に納入するものとする。

物件の表示	区分	貸付面積	摘要
		m ²	うち回収ボックスの面積 m ²

（使用目的）

第3条 乙は、当該物件を飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 当該物件の自動販売機設置に係る貸付料は、年額金円とする。

（貸付料の納入方法及び期限）

第6条 乙は、前条の貸付料に消費税額及び地方消費税額を加えた額（円未満は切り捨て）を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに全額納入しなければならない。

（遅延利息）

第7条 乙は、貸付料を指定する納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入のあった日までの期間について、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）第32条第4項に定める遅延利息の特例として附則に定める割合で計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として甲に納入しなければならない。

(仕様書の遵守)

第8条 乙は、自動販売機の設置にあたっては、別記仕様書の事項を遵守しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、当該物件における自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、当該物件の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。但し、特に承認を受けたときは、この限りではない。

(物件保全義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって当該物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、当該物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合は、乙にその費用を求償することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続を用いないで本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の期間中に、甲において当該物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は本契約の期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 本契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行つたそれが非常に強いとき。
- (4) 乙の著しく社会的信用を損なう行為等により、自動販売機設置業者としてふさわしくないと甲が判断したとき。
- (5) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (6) 本契約に定める義務に違反する行為が認められたとき。

2 乙は、本契約の期間満了前に契約を解除しようとするときは、本契約の期間中、甲に対し毎年4月1日から10月31日までに書面で協議を申し出なければならない。この場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とする。

(損失補償)

第13条 甲は、前条(第1項第1号を除く。)の解除によって生じた損失を一切補償しない。

(原状回復の義務)

第14条 乙は、第4条に規定する本契約の期間が満了したとき、甲が第12条の規定により本契約を解除したときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。但し、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(費用の支出及び請求権の放棄)

第15条 本契約の期間中に当該物件に支出した一切の費用は、理由のいかんを問わず、すべて乙の負担とし、乙は、当該物件を返還するときに、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由により当該物件の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、甲の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸付料の改定)

第17条 甲は、税法の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、改正以降における貸付料は変動後の税率により計算した額に改定するものとする。

2 乙は、前項の改定により生じた貸付料の差額を甲の発行する納入通知書により、その指定する納入期限までに納入しなければならない。

(貸付料の不還付)

第18条 甲において、当該物件を公用又は公共用に供するため本契約を解除し、又は変更したとき、若しくは、乙の責めに帰すことのできない理由により当該物件の使用の開始又は継続ができないときを除き、既納の貸付料は、還付しない。

2 甲は、第12条第2項の規定により本契約を解除した場合であっても、既納の貸付料は、還付しない。

(法令の遵守)

第19条 甲乙両者は、本契約に定めるもののほか、堺市財産規則（昭和39年規則第6号）その他法令に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(契約の費用)

第20条 本契約に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(契約保証金)

第21条 乙に納付させる本契約の契約保証金は、堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第30条の2第2号の規定により免除とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約に関し疑義のある事項又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

「甲」　　住所
　　　　氏名

「乙」　　住所
　　　　氏名

仕様書（申込番号1）

1 施設名及び設置場所

(1) 施設名

南消防署福泉出張所（堺市南区稻葉1丁3142番5号）

(2) 設置場所

庁舎南側（屋外）

2 自動販売機の仕様

(1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）

幅1.20m以内、奥行0.90m以内とすること。

(2) 種類

設置する自動販売機は、缶・ペットボトル等の方法により販売できるものとすること。

(3) 取扱商品

飲料に限る。但し、アルコール類は禁止する。

(4) 販売価格

希望小売価格（消費税額及び地方消費税額を含む）の20円以上引き。

(5) 構造、機能

ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型（自動販売機設置施設の自家発電設備等の電力の供給を要せず、自動販売機及び自動販売機に付随する設備のみで商品を提供できる仕様とすること。）の自動販売機を設置すること。

イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。

ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。

エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 管理運営

ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとすること。

イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。

ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

エ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。

カ 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

キ　自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、本市が指定する様式により報告すること。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費（電気コンセント含む）、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。
- (2) 電気料金は、子メーターで計測した使用量により計算した額（各施設の契約種別により算定）を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期限切れ等に注意すること。
- (3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施設別仕様書（申込番号1）

施設名	南消防署福泉出張所		
所在地	堺市南区稻葉1丁 3142番5号	最低貸付料 (年額)	16,000円
施設管理者	消防局 総務部 総務課	問い合わせ先	072-238-6002
設置場所	庁舎南側（屋外）	設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸 法)	幅	奥行	敷地内職員数 20人
	1.20m以内	0.90m以内	
種類	紙カップ以外		主な利用者 職員
予想売上高 (年間)	約10～30万円		希望小売価格（消費税額及び 地方消費税額を含む）の20 円以上引き。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置は平日の9:00～16:00に限ります。 		

※設置場所の状況確認（前面スペース、電源の位置等）は、施設管理者に事前連絡のうえ、
行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

※予想売上高（年間）は、あくまで参考データですので、同額の売上高を保証するものでは
ありません。

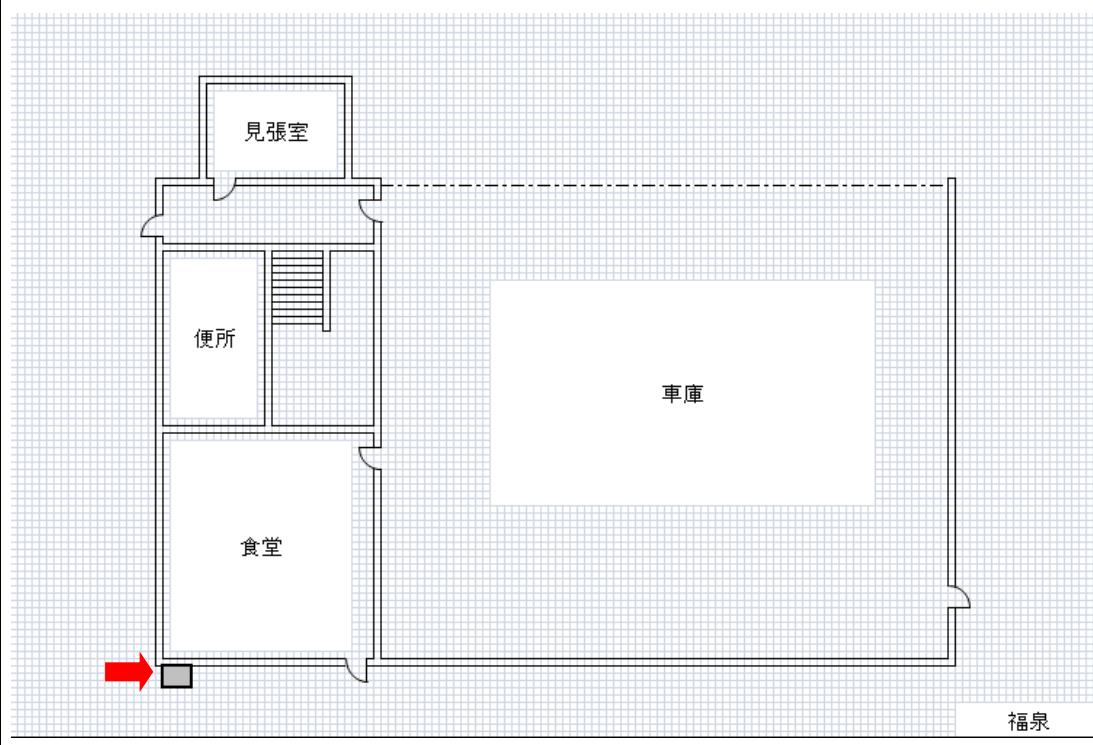
施設名

南消防署福泉出張所（申込番号 1）

施設案内図



自動販売機位置図



仕様書（申込番号2）

1 施設名及び設置場所

(1) 施設名

北消防署百舌鳥出張所（堺市北区百舌鳥梅町3丁51番7号）

(2) 設置場所

庁舎南東側（屋外）

2 自動販売機の仕様

(1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）

幅1.25m以内、奥行0.90m以内とすること。

(2) 種類

設置する自動販売機は、缶・ペットボトル等の方法により販売できるものとすること。

(3) 取扱商品

飲料に限る。但し、アルコール類は禁止する。

(4) 販売価格

希望小売価格（消費税額及び地方消費税額を含む）の20円以上引き。

(5) 構造、機能

ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型（自動販売機設置施設の自家発電設備等の電力の供給を要せず、自動販売機及び自動販売機に付随する設備のみで商品を提供できる仕様とすること。）の自動販売機を設置すること。

イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。

ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。

エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 管理運営

ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、施設管理者と協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとすること。

イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。

ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

エ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。

カ 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

キ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、本市が指定する様式により報告すること。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前に施設管理者と協議し、承認を得ること。

4 必要経費

- (1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費（電気コンセント含む）、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。
- (2) 電気料金は、子メーターで計測した使用量により計算した額（各施設の契約種別により算定）を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期限切れ等に注意すること。
- (3) その他の経費については、本市の指示に従うこと。

施設別仕様書（申込番号2）

施設名	北消防署百舌鳥出張所		
所在地	堺市北区百舌鳥梅町 3丁51番7号	最低貸付料 (年額)	16,000円
施設管理者	消防局 総務部 総務課	問い合わせ先	072-238-6002
設置場所	庁舎南東側（屋外）	設置台数	1台
外形寸法 (設置可能寸法)	幅	奥行	敷地内職員数 33人
	1.25m以内	0.90m以内	
種類	紙カップ以外		主な利用者 職員
予想売上高 (年間)	約5~15万円		希望小売価格(消費税額及び地方消費税額を含む)の20円以上引き。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置は平日の9:00~16:00に限ります。 		

※設置場所の状況確認（前面スペース、電源の位置等）は、施設管理者に事前連絡のうえ、行ってください。

※施設内職員数は、人事異動等により変動する場合があります。

※予想売上高（年間）は、あくまで参考データですので、同額の売上高を保証するものではありません。

施設名

北消防署百舌鳥出張所（申込番号 2）

施設案内図

自動販売機位置図

『注意』
両面印刷してください

応募申込書(※1)

令和 年 月 日
(※2)

堺市長殿

応募者

所 在 地 (住所)

商号又は名称 (氏名)

代表者職氏名



担当部署

担当者

連絡先

印

調達課事業者登録の有無 (有 · 無)

飲料自動販売機設置業者募集要領の各事項を承知のうえ、申し込みます。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札への参加無資格者)に該当するものでないこと。
- (2) 堺市における入札事務に関して資格停止となっているものでないこと。
また、上記(1)、(2)の事項について、事実と異なることが判明した場合には、設置予定業者の決定を取消、又は契約を解除されても異議申し立て致しません。

1 応募物件(応募する申込番号に○をして下さい)

※本市記入欄

申込番号	施設名	設置場所	種類	受付番号
1	南消防署福泉出張所	庁舎南側(屋外)	紙カップ以外	
2	北消防署百舌鳥出張所	庁舎南東側(屋外)	紙カップ以外	

2 添付書類等

①事業者(会社)概要【パンフレットでも可。形式不問。ただし、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須事項。(補記可)】

②住民票又は登記事項証明書【書類提出時点で発行後3か月以内のもの】

ア 個人の場合:住民票の写し

イ 法人の場合:履歴(現在)事項全部証明書

③印鑑(登録)証明書【書類提出時点で発行後3か月以内のもの】

④国税の納税証明書【書類提出時点で発行後1か月以内のもの】

ア 個人の場合:納税証明書その3の2

イ 法人の場合:納税証明書その3の3

⑤堺市税納付状況確認同意書【市外在住の方も必要】

⑥飲料自動販売機設置実績報告書

⑦誓約書

⑧設置する自動販売機のカタログ【外形寸法、諸機能等が確認できるもの】

⑨貸付料提案書【封筒に入れ、封筒の継目部分に割印)したもの】

(※1) 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(登録事業者は、使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

(※2) 日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。添付書類も応募申込書と同じ日付を記入してください。

堺市税納付状況確認同意書（※1）

令和 年 月 日
(※2)

堺市長殿

応募者
所 在 地（住所）

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名



私は、飲料自動販売機設置業者募集の応募申込みに当たり、堺市が市税の納付状況を確認することに同意します。

確認の結果、市税に滞納があった場合には、応募者の資格を承認しないことについて異議申し立て致しません。

本同意書の有効期間

提出日（応募申込日）から令和8年3月31日まで

ここでいう市税とは、個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税のことといたします。

- （※1）書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（登録事業者は、使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。
（※2）応募申込書に記入した日付を記入してください。

飲料自動販売機設置実績報告書 (※1)

令和 年 月 日
(※2)

堺 市 長 殿

応募者

所 在 地 (住所)

商号又は名称 (氏名)

代表者職氏名



実印

使用印鑑届印

下記のとおり、応募の日から過去2年間において、私が管理運営した飲料自動販売機の設置実績を報告します。

この報告のとおり、国又は地方公共団体の契約履行実績がありますので、入札保証金及び契約保証金を免除していただきたく申し出ます。

この報告書の内容に虚偽があった場合には、応募者の資格を喪失することについて異議申し立て致しません。

記

設置年度	国又は地方公共団体名	施設名	設置台数

※令和6年2月20日から令和8年2月20日までの設置実績を記入してください。

記載例	○○省	本省	○台
	●●府	近畿●●局	○台
	□□県	□□事務所	○台
	△△市	△△区役所	○台

◎指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除きます。

◎本市の管理施設に設置実績がある場合は、優先して記入してください。

◎統廃合等で応募者名での実績がない場合は、統廃合前の実績を記入してください。

(※1) 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（登録事業者は、使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。

(※2) 応募申込書に記入した日付を記入してください。

誓 約 書（個人用）（※1）

令和 年 月 日
(※2)

堺 市 長 殿

応募者

住 所

(フリガナ)
氏 名

生年月日

実印
使用印鑑届印

私は、飲料自動販売機設置業者募集の応募申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しません。
- 私は、上記の事項について、事実と異なることが判明した場合には、設置予定業者の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申し立て致しません。

(※1) 書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（登録事業者は、使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。

(※2) 応募申込書に記入した日付を記入してください。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

誓 約 書（法人用）（※1）

令和 年 月 日
(※2)

堺 市 長 殿

応募者

所 在 地（住所）
商号又は名称（氏名）
代表者職氏名



私は、飲料自動販売機設置業者募集の応募申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 私を含む下表記載の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当しません。
- 2 私は、上記の事項について、事実と異なることが判明した場合には、設置予定業者の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申し立て致しません。

（※3）（※4）

役 職	フリ ガナ 氏 名	生 年 月 日	住 所 (住民登録地)
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	

（※1）書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（登録事業者は、使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。

（※2）応募申込書に記入した日付を記入してください。

（※3）履歴事項証明書等に記載されている現役員を全員（応募者欄に記載した代表者も含む。）記載してください。

（※4）契約締結以降に新たな役員が加わった場合は、その都度提出をし直してください。

（※5）役員が6名を超える場合は、この用紙をあらかじめ複数枚用意して記載してください。この場合、2枚目以降も応募者欄に記名押印が必要です。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

貸付料提案書

令和 年 月 日

堺市長殿

応募者

所在地（住所）

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名



私は、飲料自動販売機設置業者募集の応募申込みに当たり、下記のとおり貸付料を提案します。

1 提案貸付料

申込番号	施設名	提案貸付料（年額）								
		千	百	十	万	千	百	十	円	

- ※ 提案貸付料は、本市が定める最低貸付料（年額）以上の金額を記入してください。
- ※ 提案貸付料には、消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
- ※ 金額の前には、￥を記載してください。
- ※ アラビア数字（1, 2, 3…）で明確に記入してください。文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないものは、提案を無効とします。
- ※ 貸付料を書き誤った場合は、新しい用紙に記入ください。
- ※ この貸付料提案書を封筒に入れ、全ての縫目部分（封筒によって異なります。）に割印を押してください。

2 想定年間売上高（千円単位）

想定年間売上高	
---------	--

- ※ 提案貸付料算定の基となる想定年間売上高を記入してください。設置業者の選定には、一切影響しませんが、今後の本事務の参考とします。

【裏面に提案貸付料の記入例及び封筒の記載例があります。】

記入例

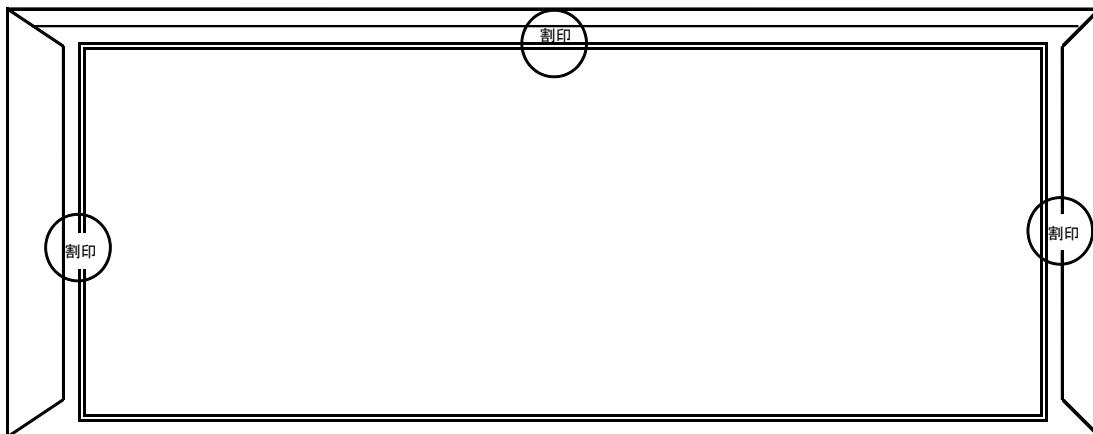
申込番号	施設名	提案貸付料（年額）								
		千	百	十	万	千	百	十	円	
●	○○消防署		¥	○	○	○	○	○	○	

貸付料提案書を入れる封筒の記載例

[表]

貸付料提案書在中	[申込番号] ● []	□ □ □ □ □ □
堺市堺区南瓦町3番1号		
堺 株式会社		
代表取締役 堀 太郎		

[裏]



- 貸付料提案書は、申込番号ごとに封筒に入れてください。
- 封筒は、長形3号（120mm×235mm）を使用しますが、自社の封筒でも市販の封筒でも結構です。
- 表には「貸付料提案書在中」という文言、応募者の所在地（住所）、商号又は名称（氏名）等を必ず記載してください。
- 商号又は名称、氏名には押印の必要はありません。
- 封筒は貸付料提案書を入れた後、のりで封をしてください。封入後、全ての縫目部分（封筒によって異なります。）に割印してください。
- 提案貸付料は、消費税及び地方消費税額を含まない年額（12か月分）を記入してください。

委任状

令和 年 月 日

堺市長殿

私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 令和8年3月4日執行の飲料自動販売機設置業者募集に係る貸付料提案書の開封に参加する権限
- 2 令和8年3月4日執行の飲料自動販売機設置業者募集に係る貸付料提案書の開封において、同額の提案貸付料があった場合に行う選定予定者の順位を決定するためのくじを引く権限

委任者 所在地（住所）
(応募者)

商号又は名称（氏名）

代表者職氏名



受任者 氏名 印

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印（登録事業者は、使用印鑑届印）を訂正印として押印してください。

※受任者の印は当該開封に参加する代理人の個人印を鮮明に押印してください。

※この委任状を開封場所の受付に提示してください。

令和 年 月 日

堺 市 長 殿

【設置者】

(住所)

(印)

(会社名)

(代表者職氏名)

(担当者名)

売上報告書

自動販売機の月間売上を次のとおり報告します。

(設置場所)

単位：缶、円

No	商品名	販売単価 (A)	年 月		年 月		年 月		売上金額合計	備考
			販売数量 (B)	売上金額 (A) × (B)	販売数量 (B)	売上金額 (A) × (B)	販売数量 (B)	売上金額 (A) × (B)		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
売上金額合計 (C)										

[記載上の注意]

- 本報告書は、各四半期最終月の翌月末日までに提出してください。
- 本報告書には、自動販売機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記入してください。
- 売上報告書の設置者名および押印は、支店長名、営業所長名など会社印の押印も可能です。

応募に関するお問い合わせ先

〒590-0976

堺市堺区大浜南町3丁2番5号

堺市消防局 5階

総務部 総務課 管理係

電話番号 072-238-6002 (直通)

FAX番号 072-223-1979

メールアドレス shoso@city.sakai.lg.jp

堺市消防局ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/index.html>